

未利用施設活用方策検討支援業務委託仕様書

1 業務名

未利用施設活用方策検討支援業務

2 業務の目的

少子高齢化、人口減少や地域の足の確保など様々な課題がある伏尾台地域の環境の中で、喫緊の課題である地域創生を目的とした旧府立池田北高校の活用方策を検討するため、事業者・地域住民等が一体となって取り組む検討会議を設置することを目的とする。

3 履行期間

契約の日から平成31年3月31日まで

4 業務内容

プロポーザルの提案内容には、この項目を最小限度として組み込むこととし、企画提案により、内容及び構成について決定することとする。

- (1) 事業者・地域住民等が一体となって取り組む検討会議を設置するため、地域創生に賛同する事業者・地域住民向け意見交換会の開催を支援し、当該活用方策検討における趣旨説明及び不動産需要等のヒアリング等を実施する。
 - ・ 意見交換会へ参加する事業者の募集支援を行う。
 - ・ 意見交換会の資料作成、運営支援、議事録作成等を行う。
- (2) 検討会議設置のため各種支援を行う。
 - ・ 上記(1)の意見交換会で集められた意見等を取りまとめ、基礎資料を作成する。
 - ・ 本市と検討会議の今後の進め方の検討・協議を行い、設置に必要な書類の作成及び調整等を行う。

5 注意事項

- (1) 受託者は、業務を遂行するに当たり、本業務の内容及び目的を十分に理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、適宜、本市と打合せを行わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うとともに、本市の求めに応じて報告を行うこと。
- (4) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、事前

に本市と協議し必要と認められた場合は、業務の一部に限り第三者に委託することができる。

6 実施体制

受託者は、業務を担当する統括責任者及び従事者を指定し、委託者に報告するものとする。また、統括責任者は、十分な知識と実績を有する担当者とする。

7 資料の貸与

本市は、業務の遂行上必要で提供可能な資料について貸与するものとする。この場合、受託者はこれらの資料を本業務終了後速やかに返却するものとする。

8 成果品等

- (1) 意見交換会資料・議事要旨
- (2) 検討会議設置に係る基礎資料
- (3) 検討会議設置に必要な書類
- (4) 上記電子データ

9 成果品の帰属

業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとし、業務により得られた成果品、資料、情報等について、受託者は、本市の許可なく第三者に公表し、貸与し、使用し、複製し、又は漏えいしてはならない。

10 その他

- (1) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (2) 業務の完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足その他の必要な措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者及び受託者両者の協議において決定する。